

中国自監第 2 号
中国技保第 2 号
令和5年4月10日

中国バス協会会長 殿

中国運輸局自動車交通部長
中国運輸局自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

運転者適性診断の確実な受診について

平素は、運輸行政についてご理解とご協力を賜り暑く御礼申し上げます。

さて、運送事業者が行っている事故防止の取り組みの中でも、運転者適性診断は交通事故防止に非常に有効とされており、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針においても、運送事業者は運転者の運転適性を把握し、特定の運転者に対しては所定の適性診断を受診させることが義務づけられているところです。

一方で、過去3年間（令和元年10月～令和4年9月）の行政処分等では、適性診断受診義務違反が全体の29%（乗合・貸切25%、乗用25%、貨物32%）で適性診断受診義務違反が見受けられ、多くの運送事業者が必要な適性診断を受診させていない状況となっています。

つきましては、事業用自動車による交通事故防止のため、運転者適性診断の受診及び適性診断結果に基づく指導監督の確実な実施について、傘下会員事業者に対して法令遵守の周知徹底をお願いいたします。

